

報道関係者 各位

令和6年10月16日発表

【照会先】

北九州西労働基準監督署

副 署 長 若松 千詠

第三方面主任監督官 谷山 功

電話番号 (093) 622-6550

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 作業の方法及び順序を決め、労働者に周知しなかったもの～

北九州西労働基準監督署（署長 奥園 雅典）は、本日、日本製鉄株式会社及び同社九州製鉄所八幡地区（戸畑）八幡コークス工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年3月14日、日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）において、非常ガス止め装置の復旧作業を行わせるに際し、作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させていなかったもの。

1 被疑者

- (1) 法人名：日本製鉄株式会社（本社：東京都千代田区丸の内）
事業場の名称：九州製鉄所八幡地区（戸畑）（福岡県北九州市戸畑区飛幡町）
事業内容：製鉄業
- (2) 工場長 A（40歳）

2 違反条文

被疑者日本製鉄株式会社、被疑者 A とともに、
労働安全衛生法違反
同法第22条第1号（事業者の講ずべき措置等）
特定化学物質障害予防規則第22条第1項第1号（設備の改造等の作業）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年3月14日、日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）八幡コーク

ス工場において、コークス炉へ高炉ガス（ 1 ）を供給するガス管内の圧力変動が検知されて非常ガス止め装置が作動し、コークス炉への高炉ガスの供給が停止しました。その復旧作業において、班長 B が地下ピット内で水封弁（ 2 ）の調整作業をしていたところ、地下ピット内に高炉ガスが漏れ出て、班長 B が一酸化炭素中毒となる労働災害が発生したものです。

- 1 「高炉ガス」とは高炉で発生したガスで、主な成分は窒素、一酸化炭素、二酸化炭素、水素など。
- 2 「水封弁」とは、ガス配管内に設置され高炉ガスの供給を止めたい場合に水封弁内に水を張ることで高炉ガスの供給を遮断する設備。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、特定化学物質を取り扱い、当該特定化学物質が滞留するおそれのある設備の改造、分解、清掃等で、これらを分解する作業に労働者を従事させる場合には、作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させることが義務付けられていますが、これが講じられていなかったものです。

【参照条文】

労働安全衛生法（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

（罰則）

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （中略）第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者
- 二 （以下略）

（両罰規定）

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（中略）第百十九條又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

特定化学物質障害予防規則（抜粋）

（設備の改造等の作業）

第二十二條 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるものの改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業（酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸欠則」という。）第二條第八号の第二種酸素欠乏危険作業及び酸欠則第二十五條の二の作業に該当するものを除く。）に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 特定化学物質による労働者の健康障害の予防について必要な知識を有する者のうちから指揮者を選任し、その者に当該作業を指揮させること。
- 三 作業を行う設備から特定化学物質を確実に排出し、かつ、当該設備に接続している全ての配管から作業箇所に特定化学物質が流入しないようバルブ、コック等を二重に閉止し、又はバルブ、コック等を閉止するとともに閉止板等を施すこと。
- 四 前号により閉止したバルブ、コック等又は施した閉止板等には、施錠をし、これらを開放してはならない旨を見やすい箇所に表示し、又は監視人を置くこと。
- 五 作業を行う設備の開口部で、特定化学物質が当該設備に流入するおそれのないものを全て開放すること。

別表第三 特定化学物質（（中略）第二十二條関係）

- 三 第三類物質
 - 1 （中略）
 - 2 一酸化炭素
 - 3 （以下略）